

2020年10月19日

「非課税期間終了時のお手続き」のお知らせ（ジュニア NISA）

北伊勢上野信用金庫のジュニア NISA 口座をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ジュニア NISA の非課税口座内に設定された非課税期間が5年経過し、2016年中に購入された投資信託について、下記①～③のいずれかを選択いただき手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

記

① 2021年分のジュニア NISA もしくは一般 NISA に移管（ロールオーバー）

(イ) 【2021年1月1日時点で20歳未満の場合】

「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」（非課税期間終了用）を取扱店舗へ提出してください。

(ロ) 【2021年1月1日時点で20歳以上の場合】

「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」（非課税期間終了用）を取扱店舗へ提出してください。

② 課税ジュニア NISA 口座もしくは課税口座（特定口座または一般口座）に移管
お手続きの必要はございません。

③ 本年中に解約

受渡日（解約代金入金日）が本年中となるようお手続きをしてください。

当金庫では、今後も一層サービスの向上に努めてまいりますので、お客さまには、何卒ご理解、ご了承賜り、引き続き投資信託をご利用くださいますようお願い申し上げます。

以上

北伊勢上野信用金庫
登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号

(本件に関するお問合せ先)

業務支援部 廣山 田中 TEL 059 - 354 - 9971